

基本契約要綱

(高 圧)

中部電力株式会社

基本契約要綱 (高 圧)

目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 要綱の変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	2
5 そ の 他	2
II 契約の申込み	2
6 需給契約の申込み	2
7 需給契約の成立および契約期間	2
8 需 要 場 所	3
9 引込みの単位	3
10 需給契約の単位	3
11 供給の開始	3
12 供給の準備に対するお客さまの協力	3
13 計量の単位	3
14 需給契約書の作成	3
III 契約種別および料金	4
15 契 約 種 別	4
16 料 金	4
17 高圧業務用電力	4
18 高 圧 電 力	5
19 臨 時 電 力	7
20 業務用自家発補給電力	7
21 自家発補給電力	8
22 予 備 電 力	9
IV 料金の算定および支払い	9
23 料金の適用開始の時期	9
24 検 針 日	9
25 料金の算定期間	9
26 使用電力量等の計量	10
27 料金の算定	10
28 日 割 計 算	11
29 料金の支払義務および支払期限	11
30 料金その他の支払方法	12
31 保 証 金	12
V 使用および供給	13
32 適正契約の保持	13
33 契約超過金	13
34 力率の保持	13
35 電気の使用にともなう技術要件等	13
36 需要場所への立入りによる業務の実施	14
37 供給の停止	14
38 供給停止の解除	15

39	供給停止期間中の料金.....	15
40	違約金.....	15
41	供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	15
42	制限または中止の料金割引.....	15
43	損害賠償の免責.....	16
44	設備の賠償.....	16
VI	契約の変更および終了.....	17
45	需給契約の変更.....	17
46	名義の変更.....	17
47	需給契約の廃止.....	17
48	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算.....	17
49	解約等.....	18
50	需給契約消滅後の債権債務関係.....	19
VII	供給方法および工事.....	19
51	需給地点および施設.....	19
52	架空引込線.....	19
53	地中引込線.....	19
54	接続引込線等.....	20
55	引込線の接続.....	20
56	計量器等の取付け.....	20
57	専用供給設備.....	20
VIII	工事費の負担.....	21
58	工事費の負担方法.....	21
59	一般供給設備の工事費負担金.....	21
60	特別供給設備の工事費負担金.....	22
61	供給設備を変更する場合の工事費負担金.....	22
62	特別供給設備等の工事費の算定.....	22
63	工事費負担金の申受けおよび精算.....	23
64	臨時工事費.....	23
65	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け.....	23
IX	保安.....	24
66	保安の責任.....	24
67	保安等に対するお客さまの協力.....	24
附	則.....	24
別	表.....	25
別冊 1	高圧接続技術要件.....	30
別冊 2	標準設計基準.....	35

基本契約要綱

(高 圧)

I 総 則

1 適 用

(1) この「基本契約要綱(高圧)」(以下「この要綱」といいます。)は、当社が、高圧で電気の供給を受ける特定規模需要(当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。)に応じて電気を供給するときの基本的な契約条件を規定したものであり、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

(2) この要綱は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

愛知県、岐阜県(一部を除きます。)、三重県(一部を除きます。)、静岡県(富士川以西)、長野県

2 要綱の変更

(1) 当社は、この要綱および別に定める「料金表(高圧業務用電力)」、「料金表(高圧電力[500kW未満])」ならびに「料金表(高圧電力[500kW以上])」(以下「料金表」といいます。)を変更する場合があります。

(2) (1)の場合、需給契約書を作成されていないお客さまについては、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱および料金表によるものといたします。

なお、当社は、この要綱および料金表を変更する際には、特別の事情がある場合を除き、変更の内容をあらかじめお客さまにお知らせいたします。

(3) (1)の場合、需給契約書を作成されたお客さまについては、契約期間の途中でであっても、お客さまと当社とが合意したときには需給契約を変更いたします。

3 定 義

次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 高 圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧(標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。)の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯(小型機器を含みません。)等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

- (9) 最大需要電力
需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。
- (10) 夏 季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (11) その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

4 単位および端数処理

この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 そ の 他

この要綱に記載のない事項については、この要綱の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、原則として所定の申込書により、契約種別、契約電力、使用開始希望日等必要事項を明らかにして、申込みをしていただきます。
- (2) 契約電力、契約負荷設備および契約受電設備については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (5) お客さまが発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、業務用自家発補給電力または自家発補給電力の申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が供給承諾の意思表示を行なったときに成立いたします。

なお、当社は、原則として書面をもって承諾の意思表示をいたします。

- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。ただし、当社はお客さまと協議のうえ、契約期間を、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日の属する月の翌月の末日までの間で定めることがあります。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社のいずれからも異議の申し出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需要場所

- (1) 当社は、1構内をなすものは1構内を、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1需要場所とすることがあります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へいその他の客観的なしゃ断物によって明確に区画された区域をいいます。

- (2) コンビナート等の工場群、中小企業工場団地等で、隣接する複数の構内のお客さまが共同して使用する受電設備によって電気の供給を受けることを希望され、かつ、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高い場合には、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 道路その他公共の用に供せられる土地((1)に定める1構内をなすものまたは(2)に該当するものを除きます。)において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。

9 引込みの単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所につき、1供給電気方式および1引込みをもって電気を供給いたします。

- (1) 予備電力をあわせて契約する場合
- (2) 54(連接引込線等)の共同引込線による引込みで電気を供給する場合
- (3) その他技術上、経済上やむをえない場合

10 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または高圧業務用電力もしくは高圧電力と次の契約種別とをあわせて契約する場合
臨時電力、業務用自家発補給電力または自家発補給電力のうちいずれか1つ、予備電力
- (2) 工場等において、1構内(1建物をなす場合はこれに準じます。)に社宅、寮等の付帯電灯とならない電灯(小型機器を含みます。)を使用する独立の建物があり、他の部分について動力(付帯電灯を含みます。)のみを使用する場合
- (3) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために複数の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1需給契約を結ぶとき。

11 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

12 供給の準備に対するお客さまの協力

供給の実施にともない当社が施設し、所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、お客さまに協力していただきます。

13 計量の単位

当社は、特別の事情がない限り、1需給契約につき、1計量をもって電気を供給いたします。

14 需給契約書の作成

次の場合には、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、この場合で、供給設備の施設または変更を必要とするときには、原則として供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。

- (1) 契約電力が500キロワット以上のお客さまの場合
- (2) お客さまが希望される場合または特別の事情があり当社が必要とする場合

Ⅲ 契約種別および料金

15 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

契約種別	高 圧 業 務 用 電 力
	高 圧 電 力
	臨 時 電 力
	業 務 用 自 家 発 補 給 電 力
	自 家 発 補 給 電 力
	予 備 電 力

16 料 金

- (1) 料金は、早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。
- (2) 遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。
- (3) 早収期間は、29（料金の支払義務および支払期限）（1）の支払義務発生日の翌日から起算して20日目までの期間をいいます。ただし、早収期間の最終日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「銀行の休日」といいます。）に該当する場合は、早収期間の最終日を直後の日曜日または銀行の休日でない日まで延期するものといたします。

17 高圧業務用電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が2,000キロワット未満（業務用自家発補給電力とあわせて契約する場合は、業務用自家発補給電力の契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、当社の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について電気供給約款（平成21年3月3日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の電気供給約款によります。）17（従量電灯）（2）ハまたは（3）ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について20（低圧電力）（4）を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いず

れか大きい値といたします。

- a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 業務用自家発補給電力と同一計量される場合で、業務用自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の業務用自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の業務用自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 業務用自家発補給電力と同一計量される場合で、業務用自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の業務用自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から業務用自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の業務用自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めるものとし、それまでの契約電力は、イによって定めます。

ニ お客さまが当該需要場所において、他の需給契約または需給契約以外の契約（以下「他契約」といいます。）により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給はこの要綱により電気の供給を受けていたものとみなします。

(5) 早収料金

早収料金は、料金表（高圧業務用電力）のとおりといたします。

18 高圧電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が2,000キロワット未満（自家発補給電力とあわせて契約する場合は、自家発補給電力の契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、当社の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する付帯電灯について供給約款（当社が供給約款を変更した場合には、変更後の電気供給約款によります。）17（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キ

ロワットとみなします。) または契約容量 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) と使用する動力について20 (低圧電力) (4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力 (減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。) は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合 (減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合) といたします。) は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

(ロ) 自家発補給電力と同一計量される場合で、自家発補給電力によって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めるものとし、それまでの契約電力は、イによって定めます。

ニ お客さまが当該需要場所において、他契約により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、当該他契約による電気の供給はこの要綱により電気の供給を受けていたものとみなします。

(5) 早収料金

契約電力を(4)イによって定めるお客さまの早収料金は料金表 (高圧電力 [500kW未満]) のとおりとし、契約電力を(4)ロによって定めるお客さまの早収料金は料金表 (高圧電力 [500kW以上]) のとおりといたします。

(6) その他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

19 臨時電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

イ 動力（付帯電灯を含みます。）を使用するもの。

ロ 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するもの。

(2) 契約電力

契約電力は、高圧業務用電力または高圧電力の場合に準じて定めます。ただし、契約電力が500キロワット未満である場合は、別表1（契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。

(3) 早収料金

(1)イに該当する場合で、契約電力が500キロワット未満のときの早収料金は料金表（高圧電力〔500kW未満〕）のとおりとし、契約電力が500キロワット以上のときの早収料金は料金表（高圧電力〔500kW以上〕）のとおりといたします。

また、(1)ロに該当する場合の早収料金は、料金表（高圧業務用電力）のとおりといたします。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧業務用電力または高圧電力に準ずるものといたします。

20 業務用自家発補給電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

(2) 契約電力

イ 契約電力は、お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

ロ イによりがたい場合には、次の値を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

(イ) 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客さまの予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

(ロ) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしや断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしや断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

(3) 早収料金

早収料金は、料金表（高圧業務用電力）のとおりといたします。

(4) 業務用自家発補給電力の使用

お客さまが業務用自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえないときは、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(5) 高圧業務用電力と同一計量される場合の最大需要電力

高圧業務用電力と同一計量される場合で、業務用自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として業務用自家発補給電力の契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

イ 高圧業務用電力の契約電力を17（高圧業務用電力）（4）イによって定めるお客さまの場合で、業務用自家発補給電力の需要電力の最大値が業務用自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

ロ 高圧業務用電力の契約電力を17（高圧業務用電力）（4）ロによって定めるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が高圧業務用電力の契約電力と業務用自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が業務用自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、高圧業務用電力と業務用自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

(6) その他

イ 定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

ロ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧業務用電力に準ずるものといたします。

21 自家発補給電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、お客さまの発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 早収料金

契約電力が500キロワット未満の場合の早収料金は料金表（高圧電力〔500kW未満〕）のとおりとし、契約電力が500キロワット以上の場合の早収料金は料金表（高圧電力〔500kW以上〕）のとおりといたします。

(4) 自家発補給電力の使用

お客さまが自家発補給電力を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえないときは、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

(5) 高圧電力と同一計量される場合の最大需要電力

高圧電力と同一計量される場合で、自家発補給電力を使用されたときは、次の場合を除き、原則として自家発補給電力の契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

イ 高圧電力の契約電力を18（高圧電力）（4）イによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

ロ 高圧電力の契約電力を18（高圧電力）（4）ロによって定めるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が高圧電力の契約電力と自家発補給電力の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、高圧電力と自家発補給電力との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

(6) その他

イ 定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その1月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

ロ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力に準ずるものといたします。

22 予備電力

(1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予備線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときは、予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、原則として50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 早収料金

早収料金は、常時供給分についてお客さまに適用されている料金表のとおりといたします。

(4) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ 予備電力の各項における常時供給分とは、常時電線路による電気の供給分をいい、自家発補給電力供給分を含みます。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧業務用電力または高圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

23 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

24 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 非常変災の場合

ロ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

(4) (3)により検針を行なわなかった場合は、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

25 料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始の日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日（当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。）までの期間といたします。

(2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）

す。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、料金適用開始の日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日(当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。)までの期間といたします。

26 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、(6)、(7)、(8)および(9)の場合を除き、検針日における電力量計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。
- (2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(6)、(7)および(8)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。)によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。
- (3) 計量器の読みは、次によります。
 - イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。
 - ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。
 - ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。
- (4) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (5) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (6) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、(7)の場合を除き、次によります。
 - イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
 - ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。
- (7) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表3(使用電力量等の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (8) 特別の事情がある場合で、使用電力量または最大需要電力を需給契約ごとに計量できないとき等は、使用電力量または最大需要電力は、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (9) 24(検針日)(4)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、今回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、27(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたはニに該当する場合は、今回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

27 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、力率、適用される料金等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 25(料金の算定期間)(1)の場合で検針期間の日数が暦日数(その検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数)に対し、5日を上回り、または下回るとき。
 - ニ 25(料金の算定期間)(2)の場合で計量期間の日数が暦日数(その計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数)に対し、5日を上回り、または下回るとき。

なお、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合には、ハでいう検針期間の日数とは、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日(そのお客さまの属する検針区域の検針日と開始日が同日である場合は、その日といたします。)から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数、または消滅日直前の検針日(検針日と消滅日が同日である場合は、その日といたします。)から、当社が次の検針日としてお客さまにお知らせした日の前日までの日数といたします。また、ニでいう計量期間の日数についても、

これに準ずるものといたします。

- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

28 日割計算

- (1) 当社は、27 (料金の算定) (1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により早収料金を算定いたします。

イ 基本料金は、次の算式により日割計算をいたします。

なお、25 (料金の算定期間) (2)の場合は、次の算式における検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、27 (料金の算定) (1)ハまたはニに該当する場合は、

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて次により算定いたします。

- (イ) 27 (料金の算定) (1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

- (ロ) 27 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、高圧業務用電力、高圧電力および臨時電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 27 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。ただし、当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日を含みます。

また、供給停止期間中の日割計算対象日数には、停止日を含み、再開日を除きます。ただし、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

- (3) 27 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (4) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。

イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、(1)により日割計算をいたします。

ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

- (5) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

29 料金の支払義務および支払期限

- (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次の場合を除き、検針日といたします。

イ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、当該需要場所において消滅日以降も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合または契約期間が満了したことにより需給契約が消滅した場合は、消滅日の翌日といたします。また、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、計量値の確認を行なった日といたします。

ロ 26 (使用電力量等の計量) (7)または(8)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ハ 26 (使用電力量等の計量) (9)により精算する場合の精算額については次回の検針日といたします。

- (2) お客さまの料金は、支払義務発生日の翌日から起算して50日以内 (以下「支払期限」といいます。) に支払っていただきます。

なお、支払期限の最終日 (以下「支払期限日」といいます。) が日曜日または銀行の休日に該当する場合は、支払期限日を直後の日曜日または銀行の休日でない日まで延期するものといたします。

- (3) 30 (料金その他の支払方法) (4)の場合で、翌月以降の料金に加算される金額の支払期限日は、需給契約が消滅したときを除き、(2)にかかわらず、その差額を加算する月の料金の支払期限日といたします。

- (4) お客さまがイまたはロに該当することとなったときには、(2)にかかわらず、お客さまの料金の支払期限日は、(5)、(6)および(7)によるものといたします。また、30(料金その他の支払方法)(4)の場合で翌月の料金に加算される金額の支払期限日は、原則として、翌月の料金の支払期限日と同じ日といたします。
- イ 約束手形または小切手等の不渡りを出して銀行取引停止となった場合
ロ 破産、民事再生、特別清算、会社更生またはその他法的倒産手続きの申立があった場合
- (5) お客さまが(4)イまたはロに該当することとなった際現に支払義務が発生している料金でまだ支払われていない料金(支払期限日を経過していない料金に限ります。)がある場合は、その料金の支払期限日は、お客さまが(4)イまたはロに該当することとなった日といたします。
- なお、この場合の料金は、16(料金)(1)にかかわらず、(4)イまたはロに該当することとなった日が早収期間内である場合は早収料金に相当する金額とし、早収期間経過後である場合は遅収料金に相当する金額といたします。
- (6) お客さまが(4)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、初回に支払義務が発生する料金の支払期限日は、お客さまがイまたはロに該当する場合は(2)で定める支払期限日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。また、次回以降に支払義務が発生する料金の支払期限日は、その料金ごとの支払義務発生日の前日にお客さまがハに該当する場合は(2)で定める支払期限日とし、それ以外の場合は支払義務発生日といたします。
- なお、支払期限日が支払義務発生日となる場合の料金は、16(料金)(1)にかかわらず、早収料金に相当する金額といたします。
- イ (4)イまたはロに該当することとなった際にまだ支払われていない料金がない場合
ロ (4)イまたはロに該当することとなった際現に支払義務が発生している料金があるときは、すべての料金が支払期限日までに相殺以外の方法により支払われた場合
ハ お客さまがイまたはロに該当する場合で、(4)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、支払期限日を経過して支払われていない料金がなかったとき。
- (7) (4)イまたはロに該当する理由となった事実が解消された場合等には、当社に申し出ていただきます。この場合、(4)イまたはロに該当することとなった日の翌日以降に支払義務が発生する料金のうち、その事実が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、(6)にかかわらず、お客さまが(4)イまたはロに該当しなかったものとみなします。

30 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。
- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) お客さまが料金を早収期間経過後に支払われる場合は、当社は、遅収料金と早収料金との差額については、原則として翌月の料金に加算して申し受けます。
- (5) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (6) 臨時電力については、当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だって支払っていただきます。
- なお、予納金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、予納金について利息を付しません。

31 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

- イ 支払期限日を経過してなお料金を支払われなかった場合
 - ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期限日を経過してなお支払われなかった場合
 - (ロ) 支払期限日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。
- なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期限日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当いたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。
- イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。
 - ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。ただし、(4)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 契約超過金

- (1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過金が対応する料金の早収期間内に支払われるときには早収料金の場合の金額、早収期間経過後に支払われるときには遅収料金の場合の金額により計算いたします。また、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期限内に支払っていただきます。

34 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。
- なお、進相用コンデンサの開放、自動的に力率を調整する装置の設置等により、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社は、当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。
- なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

35 電気の使用にともなう技術要件等

- (1) お客さまの電気工作物を当社の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、次の事項を遵守していただきます。
- イ 法令で定める技術基準、その他の法令等
 - ロ 別冊1（高圧接続技術要件）に定める技術要件
 - ハ 当社が、当社の既設設備の状況等を勘案したうえで、技術的に適当と認める方法
- (2) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがあ

る場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (3) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、別に定める発電設備系統連系サービス要綱による連系契約を別途当社との間で締結し、その連系契約に係る料金を支払っていただきます。

36 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 67（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 37（供給の停止）、47（需給契約の廃止）（1）もしくは（2）または49（解約等）により必要な処置
- (6) その他この要綱によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

37 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- ハ 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、特別の事情がある場合を除き供給停止の5日前までに予告いたします。

- イ お客さまが料金を支払期限日を経過してなお支払われない場合
- ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期限日を経過してなお支払われない場合
- ハ この要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この要綱から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合
- ニ 高圧電力もしくは自家発補給電力の場合または臨時電力もしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。
- ホ 35（電気の使用にともなう技術要件等）によって必要となる措置を講じられない場合
- ヘ 36（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な

理由なく拒否された場合

ト お客さまが契約電力をこえて電気を使用される場合に、当社が32（適正契約の保持）によって契約の変更を求めても応じていただけないとき。

- (4) お客さまがその他この要綱に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

38 供給停止の解除

37（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にもとめない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

39 供給停止期間中の料金

37（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金（早収料金といたします。）を28（日割計算）により日割計算をして、早収料金を算定いたします。

40 違 約 金

- (1) お客さまが37（供給の停止）(3)ロからニまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、適正な供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- なお、この場合の金額とは、遅収料金の場合の金額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。

41 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 異常漏水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

42 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、41（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。
- イ 高圧業務用電力および高圧電力で契約電力が500キロワット未満の場合
 - (イ) 割引の対象
力率割引または割増し後の基本料金といたします。
なお、27（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合は、料金の算定期間を「1月」として算定した場合の基本料金相当額といたします。
また、27（料金の算定）(1)ロの場合は、制限または中止した日における契約種別、契約電力、力率、適用される料金等によって算定した場合の基本料金相当額といたします。
 - (ロ) 割引率
1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。
 - (ハ) 制限または中止延べ日数の計算
延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。
 - ロ 高圧業務用電力および高圧電力で契約電力が500キロワット以上の場合
 - (イ) 割引の対象
力率割引または割増し後の基本料金といたします。
なお、27（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合は、料金の算定期間を「1月」として算定した場

合の基本料金相当額といたします。

また、27（料金の算定）（1）ロの場合は、制限または中止した日における契約種別、契約電力、力率、適用される料金等によって算定した場合の基本料金相当額といたします。

（ロ） 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

（ハ） 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D-d}{D}$$

H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A-B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

（2）（1）による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

（3）臨時電力、業務用自家発補給電力、自家発補給電力および予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても（1）および（2）に準じて割引を行ない早収料金を算定いたします。

43 損害賠償の免責

（1）41（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（1）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（2）37（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または47（需給契約の廃止）もしくは49（解約等）によって需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（3）その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

44 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

（1）修理可能の場合

修理費

（2）亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

45 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

46 名義の変更

営業譲渡、合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときには、当社は名義変更の手続きをいたします。この場合には、その旨を当社に文書により申し出ていただきます。

47 需給契約の廃止

- (1) お客さまが、契約期間満了前に電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

なお、この場合には、当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

- (2) お客さまが、契約期間満了をもって電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめ当社に通知していただきます。

なお、この場合には、当社は、原則として、契約期間満了の日の翌日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

- (3) 需給契約は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)ロ、49（解約等）および次の場合を除き、契約期間満了の日（(1)の場合は、お客さまが当社に通知された廃止期日といたします。）をもって消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

48 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) お客さまが、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、非常変災等やむをえない理由による場合を除き、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、供給設備の利用期間が1年以上となる部分については、工事費の精算の対象といたしません。

イ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合

(イ) 当社は、お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日（当該需要場所において廃止後も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合は、廃止日といたします。）までの期間の料金について、さかのぼって各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用（供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合は、その部分について、当社の託送供給約款に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。

(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備を撤去または将来の需要等を考慮して常置する場合には、既に臨時工事費を申し受けているときを除き、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合

(イ) 当社は、お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日（当該需要場所において廃止後も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合は、廃止日といたします。）までの期間の料金について、さかのぼって契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につき各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用（供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合は、その部分について、当社の託送供給約款に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものといたします。）いたします。

なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備を撤去または将来

の需要等を考慮して常置する場合には、既に臨時工事費を申し受けているときを除き、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

ハ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

- (イ) 当社は、お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につき各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用（供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合は、その部分について、当社の託送供給約款に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものいたします。）いたします。

なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

- (ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合で、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備を撤去するときには、既に臨時工事費を申し受けている場合を除き、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額とお客さまが契約電力を減少されることにもない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額との合計と、新たに設定されたことにもない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

ニ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

- (イ) 当社は、お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につき各月の料金の算定に適用された該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用（供給設備の利用期間が1年以上となる部分がある場合は、その部分について、当社の託送供給約款に準じて算定した接続送電サービス料金または予備送電サービス料金の20パーセントに相当する金額を差し引いたものいたします。）いたします。

なお、精算の対象とする使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものいたします。

- (ロ) 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合で、お客さまが契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備を撤去するときには、既に臨時工事費を申し受けている場合を除き、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額とお客さまが契約電力を減少されることにもない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額との合計と、増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

- (2) 17（高压業務用電力）（4）イまたは18（高压電力）（4）イによって契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または別表2（契約受電設備の総容量の算定）によって算定された契約受電設備の総容量（以下「契約受電設備の総容量」といいます。）もしくは受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または17（高压業務用電力）（4）イ（イ）cまたは18（高压電力）（4）イ（イ）cにより契約電力を減少しようとされる場合は、（1）に準ずるものいたします。

なお、この場合、（1）にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量または受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を増加された日とし、契約電力を減少される日は、17（高压業務用電力）（4）イ（イ）cまたは18（高压電力）（4）イ（イ）cにより契約電力を減少しようとされる日といたします。

- (3) （1）イまたはロに該当するお客さまが当該需要場所において廃止後も引き続き他契約により電気の供給を受ける場合は、電気需給契約消滅後の料金および工事費の精算に関する覚書を締結していただきます。

49 解約等

- (1) 37（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、37（供給の停止）に該当する場合で、供給の停止となった事実が解消されないことがあらかじめ明らかとなるときには、当社は、（1）にかかわらず供給の停止と同時に、需給契約を解約することがあります。

- (3) お客さまが、47（需給契約の廃止）（1）または（2）による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

50 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法および工事

51 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
- イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - ハ 1 建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - ニ 53（地中引込線）（4）により地中引込線によって電気を供給する場合
 - ホ 技術上、経済上やむをえない場合で、お客さまが受電設備等を共用して電気の供給を受けるとき。
 - ヘ 地中引込線によって電気を供給する場合で当社の接続装置をお客さまの構内に施設できないとき。
 - ト その他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。
- なお、当社は、お客さま（共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 付帯設備（（3）によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

52 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であつて、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

53 地中引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合には、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。
- イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点
 - ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点
- なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。
- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。
- なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し

ていただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

(3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客さまの土地または建物に施設されるマンホール等

ハ その他、お客さまの建物の改修を必要とする設備およびお客さまの工事と同時にまたはそれ以前に施設しなければならない設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

54 接続引込線等

当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

55 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との切離し再接続工事（引込線の位置変更がともなう場合を含みます。）を行なう場合には、当社は、実費を申し受けます。ただし、当社の架空引込線とお客さまの電気設備との切離し再接続工事等の軽易なものについては、実費を申し受けません。

56 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計、30分最大需要電力計、無効電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

(2) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。

(4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には、当社は、実費を申し受けます。

57 専用供給設備

(1) 当社は、次の場合には、60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ 35（電気の使用にともなう技術要件等）(2)の場合

ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限り、ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの

場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

58 工事費の負担方法

- (1) お客さまのために新たに供給設備を施設する場合またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、(2)の場合を除き、59（一般供給設備の工事費負担金）、60（特別供給設備の工事費負担金）または61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）によって工事費負担金を申し受けます。
- (2) お客さまのために施設された供給設備について、利用期間が1年未満で撤去する場合および当社が将来の需要等を考慮して常置する場合は、64（臨時工事費）によって臨時工事費を申し受けます。
- (3) VIII（工事費の負担）の各項において、配電設備とは、発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。
- (4) VIII（工事費の負担）の各項において、契約電力を増加される場合とは、次の場合を含みます。
 - イ 17（高圧業務用電力）(4)イまたは18（高圧電力）(4)イによって契約電力が定められている場合で、契約受電設備の総容量または受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備を増加されるとき。
 - ロ 負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合

59 一般供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,255円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	26,250円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、原則として常時供給分ごとに算定いたします。
- (4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。
 - イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。
 - ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。
- (5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。
 - イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\text{架空配電設備の超過こう長} = \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長} \right) \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

(6) 工事こう長の単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

60 特別供給設備の工事費負担金

(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

イ お客さまの希望によって別冊2（標準設計基準）に定める標準設計（以下「標準設計」といいます。）をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

(イ) お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合

(ロ) 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合

(ハ) 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合

(ニ) その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

ロ 57（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、57（専用供給設備）（2）によるものといたします。

(2) お客さまが20（業務用自家発補給電力）、21（自家発補給電力）または22（予備電力）によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、59（一般供給設備の工事費負担金）（2）に準ずるものといたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、57（専用供給設備）（2）によるものといたします。

61 供給設備を変更する場合の工事費負担金

(1) 新たな電気の使用または契約電力の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、55（引込線の接続）または56（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

(2) 35（電気の使用にともなう技術要件等）（2）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

62 特別供給設備等の工事費の算定

60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。ただし、お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、64（臨時工事費）に準じて算定いたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等）をいいます。）によって算定いたします。

ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

- (4) 予備供給設備の工事費を59（一般供給設備の工事費負担金）（1）に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、（1）または（2）にかかわらず、その工事費を59（一般供給設備の工事費負担金）（1）にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

63 工事費負担金の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金を供給準備着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を供給準備着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。
- (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、供給準備着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- イ 59（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。
- (イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合
- (ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合
- ロ 60（特別供給設備の工事費負担金）（59〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。
- (イ) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更の差異が5パーセントをこえる場合
- (ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）
- (ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合
- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更がその専用供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

64 臨時工事費

- (1) 19（臨時電力）によって電気の供給を受ける場合で、お客さまのために施設された供給設備を利用期間が1年未満で撤去するときには、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として供給準備着手前に申し受けます。
- なお、撤去後の資材の残存価額は、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。
- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、59（一般供給設備の工事費負担金）、60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、臨時工事費に関する必要な事項について、供給準備着手前に契約書を作成いたします。
- (5) 臨時工事費の精算は、63（工事費負担金の申受けおよび精算）（3）ロの場合に準ずるものといたします。

65 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

IX 保 安

66 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

67 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (3) 当社は、必要に応じて供給開始に先立ち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行いません。

附 則

1 実施期日

この要綱は、平成22年4月1日から実施いたします。

2 料金についての特別措置（太陽光発電促進付加金）

(1) 料 金

16（料金）は、当分の間、次のとおりといたします。

イ 16（料金）（1）の「料金は、早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。」は、「料金は、早収期間内に支払われる場合には各契約種別ごとに次の各項に規定する早収料金に太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に太陽光発電促進付加金を加えたもの」と読み替えるものといたします。

ロ 太陽光発電促進付加金は、次のとおりといたします。

(イ) 太陽光発電促進付加金単価

太陽光発電促進付加金単価は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律により経済産業大臣が定めた経済産業省告示にもとづき算定された値といたします。

なお、当社は、その算定された値をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(ロ) 太陽光発電促進付加金単価の適用期間

a (イ)に定める太陽光発電促進付加金単価は、bおよびcの場合を除き、その算定された年の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、太陽光発電促進付加金単価の適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aという検針日は、計量日といたします。

c 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る業務用自家発補給電力、自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、太陽光発電促進付加金単価の適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aという3月の検針日は、4月1日といたします。

(ハ) 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は、その1月の使用電力量に(イ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用し

て算定いたします。

なお、予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の太陽光発電促進付加金とあわせて算定いたします。

また、太陽光発電促進付加金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(2) 日割計算

28(日割計算)は、当分の間、次のとおりといたします。

イ 28(日割計算)(1)の「当社は、27(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により早取料金を算定いたします。」は、「当社は、27(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により早取料金および太陽光発電促進付加金を算定いたします。」と読み替えるものといたします。

ロ 28(日割計算)(1)ロの「電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて次により算定いたします。」は、「電力量料金および太陽光発電促進付加金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて次により算定いたします。」と読み替えるものといたします。

(3) 料金の支払義務および支払期限

29(料金の支払義務および支払期限)は、当分の間、次のとおりといたします。

イ 29(料金の支払義務および支払期限)(5)の「なお、この場合の料金は、16(料金)(1)にかかわらず、(4)イまたはロに該当することとなった日が早取期間内である場合は早取料金に相当する金額とし、早取期間経過後である場合は遅取料金に相当する金額といたします。」は、「なお、この場合の料金は、16(料金)(1)にかかわらず、(4)イまたはロに該当することとなった日が早取期間内である場合は早取料金に相当する金額に太陽光発電促進付加金を加えたものとし、早取期間経過後である場合は遅取料金に相当する金額に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

ロ 29(料金の支払義務および支払期限)(6)の「なお、支払期限日が支払義務発生日となる場合の料金は、16(料金)(1)にかかわらず、早取料金に相当する金額といたします。」は、「なお、支払期限日が支払義務発生日となる場合の料金は、16(料金)(1)にかかわらず、早取料金に相当する金額に太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。」と読み替えるものといたします。

(4) その他

この要綱実施の日を含む料金の算定期間の太陽光発電促進付加金の算定にあたっては、27(料金の算定)および(2)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

3 標準周波数についての特別措置

この要綱実施の際現に次の区域内で標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数50ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

4 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、26(使用電力量等の計量)(4)の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

別 表

1 契約電力の算定方法

臨時電力のお客さまの契約電力は、次の(1)の値と(2)の値のうち、いずれか小さいものといたします。

(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、(3)によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

ただし、電灯または小型機器は、その全部を1台の契約負荷設備とみなします。

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

(2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに(3)によって換算するものといたします。）との合計（この場合、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

(3) 契約負荷設備の入力換算容量は、次のとおりといたします。

イ 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の(イ)、(ロ)、(ハ)および(ニ)によります。

(イ) けい光灯

入力(ワット) = 管灯の定格消費電力(ワット) × 125パーセント

(ロ) ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量 (入力〔ワット〕)
3,000	30
6,000	60
9,000	100
12,000	140
15,000	180

(ハ) スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量 (入力〔ワット〕)
999 以下	40
1,149 以下	60
1,556 以下	70
1,759 以下	80
2,368 以下	100

(ニ) 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量 (入力〔ワット〕)
40 以下	50
60 以下	70
80 以下	90
100 以下	130
125 以下	145
200 以下	230
250 以下	270
300 以下	325
400 以下	435
700 以下	735
1,000 以下	1,005

ロ 誘導電動機

(イ) 単相誘導電動機

- a 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕)は、換算率100.0パーセント

を乗じたものといたします。

- b 出力がワット表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔ワット〕）は、換算率133.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 3相誘導電動機

契約負荷設備	換算容量（入力〔キロワット〕）
低圧誘導電動機	出力（馬力）× 93.3 パーセント
	出力（キロワット）×125.0 パーセント
高圧誘導電動機	出力（馬力）× 87.8 パーセント
	出力（キロワット）×117.6 パーセント

ハ 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

- (イ) 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合
 入力(キロワット)＝最大定格1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント
- (ロ) (イ)以外の場合
 入力(キロワット)＝実測した1次入力(キロボルトアンペア)×70パーセント

ニ その他

- (イ) イ、ロおよびハによることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- (ロ) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- (ハ) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

2 契約受電設備の総容量の算定

- (1) 単相変圧器を結合して使用する場合は、次の算式によって算定された群容量の値にもとづき、契約受電設備の総容量（キロボルトアンペア）を算定いたします。

イ ΔまたはY結線の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量(キロボルトアンペア)} \times 3$$

ロ V結線（同容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量(キロボルトアンペア)} \times 2 \times 0.866$$

ハ 変則V結線（異容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \frac{\text{電灯用変圧器容量(キロボルトアンペア)} + \text{電力用変圧器容量(キロボルトアンペア)} + \text{電力用変圧器容量(キロボルトアンペア)}}{2} \times 2 \times 0.866$$

- (2) 次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- イ 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- ロ 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
- ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。）
- ニ 予備設備であることが明らかな変圧器

3 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。

- (1) 使用電力量の協定

原則として次のいずれかの値といたします。

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(ロ) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ お客さまの電力量の記録による場合

お客さまの電力量の記録によることが適当と認められる場合には、お客さまが記録された電力量といたします。

ヘ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

(イ) お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

(ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

(2) 最大需要電力の協定

(1)に準ずるものといたします。

高 圧 接 続 技 術 要 件

I 総 則

1 目 的

この高圧接続技術要件は、電気工作物を当社電力系統（以下この高圧接続技術要件において、「系統」といいます。）に接続するために必要となる技術要件を定めたものです。

2 適用の範囲

この高圧接続技術要件は、お客さまの発電設備、受電設備および負荷設備を当社の高圧電線路に接続する場合に適用いたします。

II 発電設備の接続

3 電気方式

発電設備の電気方式は、次の場合を除き、接続する系統の電気方式にあわせていただきます。

- (1) 発電設備の出力容量が系統から供給を受ける電気の容量に比べて極めて小さく、各相間の負荷が平衡を欠くことによる影響が実態上問題とならない場合
- (2) 構内低圧線（単相3線式に限ります。）の中性線を基準とする各相の電圧の異常な上昇を検出し、発電設備（単相2線式であって、中性線以外の相に接続するものに限ります。）を停止または解列することができる場合

4 保護協調

発電設備の故障または系統の故障時に、故障の除去および故障範囲の局限化等を行なうために保護協調を行なっていただきます。

なお、基本的な考え方は、次によります。

- (1) 発電設備の異常または故障に対しては、その影響を接続された系統へ波及させないために、発電設備を当該系統と解列すること。
- (2) 接続された系統に故障が発生した場合は、当該系統から発電設備が解列されること。
- (3) 上位系統故障時等により当該系統の電源が喪失した場合は、発電設備が解列され、単独運転が生じないこと。
- (4) 接続された系統の故障時の再閉路時に、発電設備が当該系統から解列されていること。
- (5) 接続された系統以外の故障時には、発電設備は解列されないこと。
- (6) 接続された系統から発電設備が解列される場合は、逆電力継電器、不足電力継電器等による解列を、自動再閉路時間より短い時限かつ過渡的な電力変動による当該発電設備の不要な解列を回避できる時限で行なうこと。

5 保護装置の設置

- (1) 発電設備が故障した場合の系統の保護のための保護継電器の設置は、次によります。

イ 発電設備の発電電圧が異常に上昇した場合にこれを検出し、かつ、限られた時間で解列することのできる過電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出および保護ができる場合は省略することができます。

ロ 発電設備の発電電圧が異常に低下した場合にこれを検出し、かつ、限られた時間で解列することのできる不足電圧継電器を設置していただきます。ただし、発電設備自体の保護装置により検出および保護ができる場合は省略することができます。

- (2) 系統の短絡故障時の保護のための保護継電器の設置は、次によります。

イ 同期発電機を用いる場合は、接続された系統の短絡故障を検出し、かつ、解列することのできる短絡方向継電器を設置していただきます。

- ロ 誘導発電機または逆変換装置を用いる場合は、接続された系統の短絡故障時に発電機電圧の異常低下を検出し、かつ、解列することのできる不足電圧継電器を設置していただきます。
- (3) 系統の地絡故障時の保護のため、地絡過電圧継電器を設置していただきます。ただし、次のいずれかを満たす場合は、地絡過電圧継電器を省略することができます。
- イ 発電設備引出口にある地絡過電圧継電器により接続された系統の地絡故障が検知できる場合
 - ロ 構内低圧線に接続する逆変換装置を用いた発電設備の出力容量が構内の負荷に比べて極めて小さく、単独運転検出機能を有する装置等により高速に単独運転を検出し、発電設備を停止または解列することができる場合
- (4) 系統への逆潮流がある場合は、単独運転を防止するため、周波数上昇継電器および周波数低下継電器を設置していただくとともに、転送しゃ断装置または次のすべての条件を満たす単独運転検出機能（能動的方式1方式以上を含むものに限り。）を有する装置を設置していただきます。ただし、変電所に至る専用供給設備に当該お客さまのみが接続する場合は、周波数上昇継電器を省略することができます。
- イ 系統のインピーダンスや負荷の状態等を考慮し、必要な時間内に確実に検出することができること。
 - ロ 頻繁な不要解列を生じさせない検出感度であること。
 - ハ 能動信号は、系統への影響が実態上問題とならないものであること。
- (5) 系統への逆潮流がない場合は、単独運転を防止するため、逆電力継電器および周波数低下継電器を設置していただきます。ただし、変電所に至る専用供給設備に当該お客さまのみが接続する場合で、逆電力継電器により高速に検出および保護できるときは、周波数低下継電器は省略することができます。
- なお、構内低圧線に接続する逆変換装置を用いた発電設備において、その出力容量が構内の負荷に比べて極めて小さい場合等系統への影響が問題とならない場合で、単独運転検出機能（受動的方式および能動的方式のそれぞれ1方式以上を含むものに限り。）を有する装置により高速に単独運転を検出し、発電設備が停止または解列されるときは、逆電力継電器を省略することができます。

6 保護継電器の設置場所

保護継電器は、受電用しゃ断器の系統側または故障の検出が可能な場所に設置していただきます。

7 解列箇所

解列箇所は、系統から発電設備を解列できる次のいずれかの箇所としていただきます。

- (1) 受電用しゃ断器
- (2) 発電設備出力端しゃ断器
- (3) 発電設備連絡用しゃ断器
- (4) 母線連絡用しゃ断器

8 保護継電器の設置相数

保護継電器の設置相数は、次によります。

- (1) 地絡過電圧継電器は零相回路設置とし、過電圧継電器、周波数低下継電器、周波数上昇継電器および逆電力継電器は1相設置としていただきます。
- (2) 不足電力継電器は、2相設置としていただきます。
- (3) 短絡方向継電器は、3相設置としていただきます。ただし、接続された系統と協調がとれる場合は、2相設置とすることができます。
- (4) 不足電圧継電器は、3相設置としていただきます。ただし、同期発電機を接続する場合で、短絡方向継電器と協調がとれるときは、この限りではありません。

9 自動負荷制限

発電設備の脱落等により当社の供給設備が過負荷となるおそれがある場合は、お客さまの負荷を自動的に制限する対策を講じていただきます。

10 再閉路時の故障防止

変電所の線路無電圧確認装置により再閉路時の故障を防止する場合、または変電所に至る専用供給設備に当該お客さまのみが接続する場合で発電設備が接続された系統の自動再閉路を必要としないときを除き、次のいずれかの措置（(4)は系統への逆潮流がない場合に限り。）を講じていただきます。

- (1) 転送しゃ断装置および単独運転検出機能（能動的方式に限り。）を有する装置の設置（この場合、それぞれが別のしゃ断器により発電設備を解列することができるようにしていただきます。）
- (2) 2方式以上の単独運転検出機能（能動的方式1方式以上を含むものに限り。）を有する装置の設置（この場合、それぞれが別のしゃ断器により発電設備を解列することができるようにしていただきます。）

- (3) 単独運転検出機能（能動的方式に限ります。）を有する装置および整定値が発電設備の運転中における配電線の最低負荷より小さい逆電力継電器の設置（この場合、それぞれが別のしゃ断器により発電設備を解列することができるようにしていただきます。）
- (4) 系統との接続に係る保護継電器，計器用変流器，計器用変圧器，しゃ断器および制御用電源配線の2系列化（この場合，互いにバックアップ可能なシーケンスとしていただきます。）

11 周波数

発電設備の連続運転可能周波数は，原則として，58.5ヘルツから60.5ヘルツまでとしていただきます。

12 逆潮流の制限

系統への逆潮流がある場合で，発電設備を接続する変電所のバンクにおいて逆潮流が生ずるおそれがあるときは，系統への逆潮流を制限していただきます。

13 電圧変動

- (1) 発電設備の脱落等により，標準電圧100ボルトまたは200ボルトで系統から電気を供給する他の場所において，標準電圧100ボルトで供給する場所については101ボルトの上下6ボルトをこえない値を，標準電圧200ボルトで供給する場所については202ボルトの上下20ボルトをこえない値を逸脱するおそれがある場合は，自動的に負荷を制限する対策を講じていただきます。
なお，これにより対応できない場合は，その他の電圧変動対策が必要となります。
- (2) 発電設備からの逆潮流により，標準電圧100ボルトまたは200ボルトで系統から電気を供給する他の場所において，標準電圧100ボルトで供給する場所については101ボルトの上下6ボルトをこえない値を，標準電圧200ボルトで供給する場所については202ボルトの上下20ボルトをこえない値を逸脱するおそれがある場合は，自動的に電圧を調整する対策を講じていただきます。
なお，これにより対応できない場合は，その他の電圧変動対策が必要となります。
- (3) 同期発電機を用いる場合は，制動巻線付きのもの（制動巻線を有しているものと同等以上の乱調防止効果を有する制動巻線付きでない同期発電機を含みます。）とするとともに，自動同期検定装置を設置していただきます。
- (4) 誘導発電機を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置していただきます。
なお，これにより対応できない場合は，同期発電機を用いていただきます。
- (5) 自励式の逆変換装置を用いる場合は，自動的に同期がとれる機能を有するものを用いていただきます。
- (6) 他励式の逆変換装置を用いる場合で，並列時の瞬時電圧低下により系統電圧が適正値を逸脱するおそれがあるときは，限流リアクトル等を設置していただきます。
なお，これにより対応できない場合は，自励式の逆変換装置を用いていただきます。
- (7) 発電設備の出力変動，頻繁な並解列等による電圧変動により他者に影響を及ぼすおそれがある場合は，電圧変動を抑制する対策を講じていただきます。
なお，これにより対応できない場合は，その他の電圧変動対策が必要となります。

14 発電設備の高調波

逆変換装置を用いた発電設備を接続する場合は，逆変換装置本体（フィルターを含みます。）の高調波流出電流を総合電流歪率5パーセント以下かつ各次電流歪率3パーセント以下としていただきます。

15 短絡容量

発電設備の接続により系統の短絡容量が他者のしゃ断器のしゃ断容量等を上回るおそれがある場合は，限流リアクトル等の短絡電流を制限する装置を設置していただきます。

なお，これにより対応できない場合は，その他の短絡容量対策が必要となります。

16 その他

- (1) 保護継電器の整定値
接続する系統によっては，保護継電器の整定値を当社から指定することがあります。
- (2) 発電設備解列時の取扱い
発電設備等の異常，系統の異常等により発電設備が系統から解列した場合には，すみやかに当社に連絡していただきます。この場合，当社から系統が再並列可能である旨をお知らせするまでの間，再並列せずに解列状態を保持していただきます。
- (3) 配電線切替時の取扱い

配電線切替等により発電設備の解列が必要となる場合には、当社からの連絡にしたがい発電設備を解列していただきます。この場合、当社から系統が再並列可能である旨をお知らせするまでの間、再並列せずに解列状態を保持していただきます。

Ⅲ 受電設備の接続

17 受電設備の保護協調

受電設備の異常または故障に対しては、その影響を接続された系統へ波及させないために、受電設備を当該系統からしゃ断していただきます。

18 受電設備の保護装置の設置

受電設備の短絡または地絡故障時の保護装置として、過電流しゃ断器および地絡しゃ断装置を設置していただきます。

19 しゃ断箇所

- (1) 需給地点の受電設備側電路には、需給地点に近い箇所に主しゃ断装置（定格しゃ断電流12.5キロアンペア以上の機器を標準として選定していただきます。）を施設していただきます。
- (2) 需給地点には、地絡しゃ断装置を施設していただきます。ただし、需給地点に近い箇所に地絡しゃ断装置を施設する場合で、受電設備の地絡故障による影響が接続された系統へ波及するおそれがないときは、この限りではありません。

20 中性点接地

中性点は、非接地としていただきます。ただし、系統の地絡故障時の保護に影響を及ぼすおそれがない場合は、この限りではありません。

Ⅳ 負荷設備の接続

21 供給電圧の変動

供給電圧の変動により、お客さまに操業上支障が生ずるおそれがある場合は、必要に応じて、負荷時タップ切替変圧器または負荷時電圧調整器の設置等の対策を講じていただきます。

22 電圧フリッカおよび電圧変動

系統内の電圧に擾乱を与え他者に支障を及ぼすおそれがある負荷を使用する場合は、電圧フリッカおよび電圧変動を抑制する装置を設置していただきます。

23 瞬時電圧低下

落雷等による瞬時的な系統電圧の低下により、負荷設備が影響を受ける場合は、必要に応じて、負荷制御方法の改善、無停電電源装置または瞬時電圧補償装置の設置等の対策を講じていただきます。

24 進相用コンデンサの運用

進相用コンデンサは、次のとおり設置および運用していただきます。

- (1) 夜間等の軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社は、技術上必要がある場合は、進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。
- (3) (1)および(2)の対策が実施できるように、原則として、進相用コンデンサの適当な容量ごとに開閉器を設置していただきます。

25 高調波

お客さまから系統に流出する高調波流出電流を抑制するため、次の項目を遵守していただきます。

(1) 高調波流出電流の算出

高調波発生機器（300ボルト以下で使用する定格電流が1相当たり20アンペア以下の電気・電子機器〔家電・汎用品〕を除きます。以下同じとします。）の種類ごとの高調波発生率を考慮した容量（以下この高圧接続技術要件において、「等価容量」といいます。）の合計が50キロボルトアンペアをこえるお客さま（以

下この高圧接続技術要件において、「対象者」といいます。)が高調波発生機器を新設、増設または更新する等の場合は、次により高調波流出電流を算出していただきます。

なお、設備の新増設等により、新たに対象者となる場合も次により高調波流出電流を算出していただきます。

イ 高調波流出電流は、高調波発生機器ごとの定格運転状態において発生する高調波電流を合計し、これに高調波発生機器の最大の稼働率を乗じたものといたします。

ロ 高調波流出電流は、高調波の次数ごとに合計するものといたします。

ハ 対象とする高調波の次数は、40次以下といたします。

ニ 対象者の構内に高調波流出電流を低減する設備がある場合は、その低減効果を考慮することができるものといたします。

(2) 高調波流出電流の上限値

対象者から系統に流出する高調波流出電流の上限値は、高調波の次数ごとに、第1表に示す1キロワット当たりの高調波流出電流の上限値に、対象者の契約電力(キロワット)を乗じた値といたします。

第1表 1キロワット当たりの高調波流出電流上限値(ミリアンペア)

5次	7次	11次	13次	17次	19次	23次	23次超過
3.5	2.5	1.6	1.3	1.0	0.90	0.76	0.70

(3) 高調波流出電流の抑制対策の実施

(1)で算出された高調波流出電流が(2)の高調波流出電流の上限値をこえる場合は、必要に応じて、高調波流出電流が高調波流出電流の上限値以下となるような対策を講じていただきます。

V 連絡体制等

26 連絡体制

発電設備を接続するお客さまと当社の配電設備を管理する事業場等との間には、保安通信用電話設備を設置するものといたします。

なお、保安通信用電話設備は次のいずれかとし、お客さまと当社との協議によって定めます。

(1) 専用保安通信用電話設備

(2) 電気通信事業者の専用回線電話

(3) 次の条件をすべて満たす場合の一般加入電話等

イ お客さま側の交換機を介さず直接技術員との通話が可能な方式(交換機を介する代表番号方式ではなく、直接技術員所在箇所へつながる単番方式)であること。

ロ 話中の場合に割込みが可能な方式(キャッチホン等)であること。

ハ 停電時においても通話可能であること。

ニ 災害時等において当社と連絡が取れない場合、当社と連絡が取れるまでの間、発電設備を系統から解列または発電設備の運転を停止するよう、保安規程に明記すること。

27 情報提供

当社の給電制御所等に系統運用上必要なテレメータ情報等を提供していただきます。

標準設計基準

1 適用

この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は、本則Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計工事費の算定に適用いたします。ただし、地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたい場合で特別な施設を要するときは、この基準の規定にかかわらず技術的に適当と認められる特殊な設計により施設するものといたします。この場合、その設計を標準設計といたします。

なお、この基準に明記されていない事項については、法令で定める技術基準その他の法令等または当社設計指針等にもとづき、技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

2 単 位

この基準においては、単位を次の記号で表示いたします。

単 位	記 号
ボ ル ト	V
キ ロ ボ ル ト	k V
ア ン ペ ア	A
メ ー ト ル	m
ミ リ メ ー ト ル	mm
平 方 ミ リ メ ー ト ル	mm ²

3 高圧電線路

(1) 一般基準

イ 電圧降下の限度

電線路の電圧降下の限度は、第1表の値を標準といたします。

第1表 電圧降下の限度

地 域 区 分	電圧降下の限度
市 街 地	300V
そ の 他	600V

この場合の電線路とは、需給地点から需給地点に最も近い当社の発電所の引出口までといたします。

ロ 経過地

電線路の経過地は、用地事情および保守保安上に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ 電線路の種類

電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は、他の方法によります。

(2) 架空電線路

イ 施設方法

(イ) 架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替え等のうち、線路の保守保安に支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

(ロ) 架空電線を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。

ロ 支持物の種類

支持物の種類は、原則として工場打鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、工場打鉄筋コンクリート柱を使用することが地形上または技術上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

ハ 径間

径間は、第2表の値を標準といたします。ただし、施設場所の状況により建造物、地形等の関係からこの値以外とすることがあります。

第2表 径間

施設地域	径間
市街地	20m～40m
その他	40m～50m

ニ 支持物の長さ

支持物の長さは、第3表の値のものを標準といたします。ただし、施設場所の状況により根入れ、電線の弛度、装柱、他物との離隔等の関係から必要な場合は、この長さ以外のものといたします。

第3表 支持物の長さ

施設地域 装柱	市街地	その他
	高圧	10m
低高圧併架	12m	11m

ホ がいし

がいしは、第4表のものを使用いたします。

第4表 がいしの種類

引通箇所	引留箇所
高圧中実がいし	高圧耐張がいし

ヘ 電線の種類および太さ

(イ) 電線の種類は、絶縁電線（硬銅線またはアルミ線）といたします。

(ロ) 電線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡電流、機械的強度等を考慮して第5表の値を最低限度として第6表より選定いたします。

第5表 架空電線の太さの最低限度

心線の種類	太さ
硬銅線	直径 5.0mm
アルミ線	断面積 32mm ²

第6表 電線の種類、太さおよび許容電流

種類および太さ		屋外用 ポリエチレン 絶縁電線 (OE)	屋外用 架橋ポリエチレン 絶縁電線 (OC)
硬 銅 線	単 線	5.0mm	114A
	よ り 線	38mm ²	—
		60mm ²	—
		100mm ²	—
125mm ²		—	
アル ミ 線	よ り 線	ACSR 32mm ²	135A
		AAAC 110mm ²	—

ト 開閉器の施設

架空電線路の操作上、保守上必要な箇所に、気中開閉器を施設いたします。ただし、技術上、経済上気中開閉器を施設することが適当でない場合には、他の種類の開閉器を施設することがあります。

チ その他装柱、付属品等に関する事項

- (イ) 装柱は、複雑にならないように考慮し、原則として水平配列といたします。ただし、他の工作物、樹木等との離隔がとれない場合または技術上適当でない場合は、他の適当な装柱といたします。
- (ロ) 支柱、支線柱等は、支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。
- (ハ) 機器を取り付ける場合の接地工事は、実施設計を標準設計といたします。

リ 特殊地域の施設

- (イ) 塩害発生のおそれが多い地域（付図塩害対策区域図参照）に施設する架空電線路には、その規模に応じて耐塩がいし類その他の耐塩構造の機材を使用いたします。
- (ロ) 雷雨発生のおそれが多い地域に施設する架空電線路には、避雷器、架空地線、アークホーンその他技術上、経済上合理的な耐雷施設を設置いたします。
- (ハ) 雪害のおそれが多い地域に施設する架空電線路には、難着雪電線その他技術上、経済上合理的な耐雪施設を設置いたします。

(3) 地中電線路

イ 施設方法

地中電線路の施設方法は、管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きよ式によることがあります。

(イ) 直接埋設式

構内等で車両その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく、かつ、再掘削が支障なく行なわれる場合

(ロ) 暗きよ式

構内等で当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合および終端部等で必要な場合

ロ ケーブルの種類および太さ

ケーブルの種類および太さは、許容電流、電圧降下、短絡電流、施設方法等を考慮して第7表より選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

第7表 ケーブルの種類

種類	导体種別	線心数	公称断面積 (mm ²)
架橋ポリエチレン絶縁 ビニルシースケーブル	銅	3	22, 38, 60, 150, 250, 400
(トリプレックス型 CV)	アルミ	3	250, 400

ハ 開閉器の施設

地中電線路の操作上、保守上必要な箇所に、開閉器を施設いたします。

4 変電設備


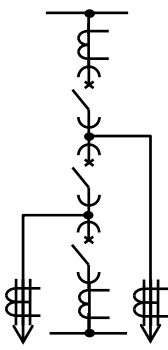
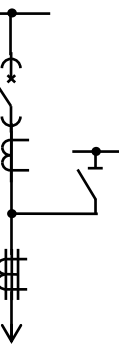
(1) 一般基準


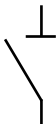


電線路の引出口設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。ただし、スペース上制約がある場合等は、他の方法によります。

(2) 結線方法

結線方法および主要機器取付台数は、第8表を標準といたします。

第8表 結線方法および主要機器取付台数

区分	結線方法	機器名	台数	区分	結線方法	機器名	台数
① 単 母 線		しゃ断器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 2台 1台 1式	③ 1 — 2 母 線		しゃ断器 変流器 零相変流器 配電盤	3台 4台 2台 1式
② 補助 母線 付		しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 1台 2台 1台 1式	(注) ③は2線路分の引出口を示します。			

凡例	しゃ断器	断路器	変流器	零相変流器
				

(3) しゃ断器, 断路器および変流器

イ しゃ断器, 断路器および変流器は, 当社で一般的に使用しているもののうち, その回路電圧に応じ最大負荷時の電流および現に構成され, また将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡電流から判断して, 必要最小のものを使用いたします。

ロ 将来の系統構成は, 原則として5年程度を目標といたします。

(4) 配電盤

配電盤には, 原則として電流計, しゃ断器操作用スイッチおよび運転に必要な器具を取り付けます。また, 必要に応じ電力計, 無効電力計, 電圧計等を取り付けます。

(5) 保護装置

電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための必要な装置を取り付けます。

なお, 原則として自動再閉路継電装置を施設いたします。

塩害対策区域図

